

令和7年度 相談支援センターろーぶ 事業計画書

1. 法人の基本理念

- (1) 困っている人に役立つ社会福祉事業の推進
- (2) 生きる喜びを尊び、生きていく社会福祉事業の推進
- (3) 一人ひとりの可能性を広げる社会福祉事業の推進

2. 運営の方針

- ・相談の提供にあたっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な配慮を持って事業を実施するものとする。
- ・相談の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- ・相談支援の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業もしくは障害児通所支援事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- ・関係市町村、障害福祉サービス事業もしくは障害児通所支援事業を行う者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めるものとする。
- ・提供する相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ・障害者総合支援法、児童福祉法及び各法に基づく人員及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

3. 令和7年度の重点事項

- (1) 計画相談支援事業の安定的な提供
現状受け持っている計画相談支援をモニタリング期間に合わせ滞りなく実施していくと共に、昨年度なかなか応じることができなかった市などから依頼のあった新規の相談ケース受け入れについて、業務の効率化や創意工夫を図りながら積極的にすすめていくようにする。
- (2) 相談支援の質の向上をはかる
自立支援協議会への参画や様々な研修への参加を積極的に行い、個々の相談員が相談支援の質を高められるようにする。

4. 令和7年度に取り組み事項

I. 総合相談窓口としての機能の充実

1. 相談支援体制の安定的展開

相談支援センターろーぶの事業内容に関しては、これまで通り、本相談支援事業とともに、主として2市（甲賀・湖南）の指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成、モニタリング）を安定的に提供することを目指す。

2. 障害者への福祉サービスの利用援助

(1) サービス情報の提供

当事者、家族、民生委員等、近隣者、関係団体を通じ、障害者福祉サービスの情報を提供する。

(2) サービス利用の助言

当事者・家族が主体的かつ適切にサービスを選択していくために、どのようなサービス利用や組み合わせが必要かについて紹介や助言を行う。

3. 障害者への障害者総合支援制度の利用援助

(1) 障害者総合支援制度給付の勧奨

障害者総合支援制度の利用を必要に応じ、積極的に勧めていくことによって、障害者及び家族の充実した地域生活を支援していく。

(2) 障害者総合支援制度利用申請の助言と甲賀市障がい福祉課、湖南市障がい福祉課（以下2市福祉課とする）への連絡を行う。

・サービス利用と併せて申請方法などへの助言、2市福祉課への紹介を行う。

(3) 事業者情報の提供

サービスの利用にあたって地域の指定事業者の情報を提供することにより、適切なサービスの選択を援助する。

4. 2市福祉課との連携による障害者総合支援制度の円滑な推進

(1) 障害児者、家族、関係機関の要請による家庭訪問と助言

要請や連絡に応じ、適時関係機関とともに障害児者の家庭を訪問し、状況やニーズの把握、情報提供、障害者総合支援制度の利用支援を行う。また、その訪問結果は2市福祉課へ随時報告を行う。

(2) 計画相談支援・障害児相談支援（サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成とモニタリング）の実施

障害児者の受けるサービスが適切なものとなり、かつ、支給決定時の参考とするために、サービス等利用計画（案）・障害児支援利用計画（案）を作成する。また、作成したサービス等利用計画・障害児支援利用計画が障害児者のニーズに即しているのかを確認するために、定められた期間ごとのモニタリングを確実に実施する。

5. 幅広い相談の受付

(1) 障害に合わせた幅広い相談の受付

総合相談窓口としての機能を果たすために、障害児者やその家族からの来所相談だけでなく、相手先への訪問や電話、FAX、電子メール等の通信手段の活用、聴覚障害者に対して手話通訳者等のコミュニケーション手段の確保等、障害児者の障害特性に応じた相談受付体制をとる。

(2) 身体障害者以外の相談の受付

身体障害者以外（知的障害者、精神障害者、発達障害者等）の総合相談窓口としての機能を果たすとともに、必要に応じて各支援センターや専門機関等への紹介等も行う。

6. 継続した訪問活動の実施

センター利用者への再訪問活動により、信頼や情報の輪を広げ、あるいは家庭生活へのエンパワメントの一助として利用者ニーズの把握と情報の提供を継続して行う。この結果は2市福祉課にも随時報告する。

7. 専門職スタッフとの連携、合同訪問の実施

(1) 専門職との連携

必要に応じてPT、OT、ST、看護師、保健師、栄養士、臨床心理士等の専門職と連携を図り、合同で家庭訪問や相談活動を行う。

(2) 専門機関との連携

必要に応じて県立リハビリテーションセンター等の専門機関と連携を図り、合同訪問や相談活動を行う。

(3) 介護保険分野との連携

65歳を迎える障害者や介護保険第2号被保険者等に関する福祉サービスの利用相談等については、市の介護保険担当課や介護支援専門員等と連携しながら行っていく。

8. 個別支援会議の開催および調整

2市福祉課または関係機関と相談のうえ、必要に応じて個別支援会議を開催し、障害児者が抱える課題に対して、障害児者本人及びご家族、関係機関と連携を図りながら、解決へと結び付けていく。また、個別支援会議内では解決出来ない課題を明確にし、その課題を自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）の場で地域課題とし、課題の共有を図りつつ解決への一助とする。

II. 2市福祉課・専門機関との連携

1. 2市福祉課との課長会を開催

1年間の相談事業の報告ならびに2市からの指導、助言及び意見交換会として開催する。

2. 地域自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）との連携

(1) 地域自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）にて、活動内容および相談事例の報告、課題の提起、意見や情報の交換等を行う。

(2) 必要に応じて、各市担当者や関係機関、また各種専門家による個別支援会議を開催し、連携を図る。

3. 滋賀県自立支援協議会との連携

滋賀県自立支援協議会に置かれている身障相談ネットワーク部会において活動内容及び困難相談事例の検討、課題の提起、意見や情報の交換等を行う。

4. 地域ケア会議の開催

関係機関による地域ケア会議を開催、地域障害者支援ネットワークの強化を図る。

5. 各種専門機関との連携

身体障害者更生相談所、職業安定所、滋賀県障害者雇用支援センター、滋賀障害者職業センター、滋賀県立聴覚障害者センター、滋賀県視覚障害者センター、滋賀県高次脳機能障害支援センター、その他各種相談支援センター、医療機関、甲賀保健所等などの専門機関と連携する。

Ⅲ. 自立（律）支援の充実

1. インフォーマルサービスの開拓

(1) 障害児者の外出活動への支援

2市の在宅介護支援センター、ケアマネージャー、福祉課等と連携し、移動困難者の外出支援施策のあり方等について検討していく。

(2) 外出関連情報の提供

2市の外出支援情報（移送サービスや制度の利用）、地域のバリアフリー情報などを、ホームページや広報誌発刊を通して提供していく。

2. 当事者活動への支援

(5) 当事者団体の活動との連携

- ・聴覚言語障害者団体と連携。
- ・中途障害者等団体と連携。
- ・視覚障害者団体と連携。

3. 地域の社会資源の育成

(1) 広報活動の充実

各種情報発信のためにホームページへの掲載や広報誌等を発行し、センターの諸活動の紹介や地域の生活情報、福祉サービス情報等を提供する。

Ⅳ. その他

新型コロナウイルス等感染症については、引き続き日常的に職員の健康管理や所内の衛生管理を適切に行い、感染及び拡散防止対策に努める。